

第1章 まちづくりの理念と基本方針

第6次四條畷市総合計画のまちづくりのビジョンに基づき、この都市計画マスタープランでのまちづくりの基本理念及び基本方針を次のとおり定めます。

1-1 まちづくりの理念

第6次四條畷市総合計画では、まちづくりの理念として、以下の4つを掲げています。

- ①人権尊重のまちづくり
- ②住民と行政が協働で取り組むまちづくり
- ③安心安全を重視したまちづくり
- ④地域性を活かした自立的なまちづくり

本計画においても、その理念に基づき、本市の持つ恵まれた自然環境や多くの歴史的遺産、関西文化学術研究都市といった都市機能を活かしながら、人と人とのつながりが豊かで、相互に支え合う地域社会を形成することにより、「住んでみたい、住み続けたい」と感じられるまちを形成することを理念とします。

1-2 まちづくりの基本方針

具体的に各種施策を推進していくに際しての基本となるまちづくりの基本方針 として以下の4項目を設定します。

(1)快適で便利な住みよい都市の創造

市民生活や産業活動等、さまざまな都市活動が便利で効率の良い都市空間を実現するために、地域ごとの特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図ります。

都市活動を支える道路の歩道設置等の安全性・利便性を確保する整備や公共交通等の交通基盤の充実、少子高齢化等の社会情勢の変化や住民ニーズに対応した公共施設の集約、複合化を含む再編・再配置等、都市基盤施設の計画的な整備を図り、快適で便利な住みよい都市づくりを進めます。

(2)安らぎと潤いのある市街地の形成

北生駒山地の豊かな自然環境は、地域住民の心の安らぎやレクリエーションの場を提供しています。この豊かな自然環境を保全する一方、公園や緑地の充実を図るほか、水辺空間、歴史的空間を活かしたネットワーク化を推進し、安らぎと潤いのある市街地の形成を図り、市街地に残る都市農地や生産緑地などのみどりに関しては、適切な保全を図ります。

また、環境への負荷の少ない循環型社会をめざした人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(3)災害に強い安全な地域の実現

平成23年3月に発生した東日本大震災に加え、集中豪雨による水害や土砂災害等の発生、南海トラフを中心とした巨大地震の発生の可能性がささやかれている昨今において、災害などに対する都市の安全性を高めるまちづくりの必要が高くなっています。

本市においても、狭あい道路等のある市街地においても大規模な災害が発生すると被害が広範囲に及ぶことが予想され、また、山地部は土石流や山地崩壊の危険性をかかえた地域が存在しています。住民の生命・財産を守ることを基本に、都市基盤施設整備や防災対策の取り組みを進め、市民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりを進めます。

(4)魅力と活力のあるまちの創造

本市は生駒山系の豊かな自然環境や関西文化学術研究都市の一角として大学、レクリエーション施設が立地し、交通基盤の鉄道はJR東西線の完成によって大阪都心部に直結し、道路では第二京阪道路(国道1号)、国道163号の整備により、大阪都心への近接性に加え、近隣府県への近接性も高くなっています。これらの資源を活かした計画的な都市基盤や施設整備と土地利用を誘導していく必要があります。また、既に成熟した街なみを形成している既成市街地においては、再整備等も含めた住宅・住環境の適切な維持保全を図り、魅力と活力ある都市づくりを進めます。

1-3 都市の将来フレーム

(1)人口フレーム

本市の人口は、西部既成市街地ではほぼ横ばいに推移していますが、市全体では既に人口が減少傾向にあり、今後も減少が進むと予測されています。また、人口の構成においても社会的傾向である少子高齢化が進行しており、今後さらに進むことが見込まれ、平成52年には、約4割近くが65歳以上になるとされています。今後、大幅な人口増加は見込めないなか、人口減少が進むことで、コミュニティ機能の低下や地域活動の低下などが予測されます。次世代を担う年少人口の減

ィ機能の低下や地域活動の低下などが予測されます。次世代を担う年少人口の減 少抑止を図り、現在の都市機能を維持していくためには、現状や将来推計の分析 などを踏まえ、課題を克服していくことが必要です。

本市の今後の将来人口の展望は下記のとおりです。

表 2-1-1 本市の人口の将来展望(第6次四條畷市総合計画)

平成 32 年度(2020 年)	平成 52 年度(2040 年)	平成 62 年度(2050 年)
約5.7万人	約5.3万人	約5.1万人
社会動態:転出入の均衡をめざす 合計特殊出生率:1.6程度	合計特殊出生率: 2.07 程度 (平成 42 年: 1.8 程度)	合計特殊出生率 : 2.07 程度 生産年齢人口の割合 50%以上

出典:四條畷市人口ビジョン

(2)市街地の規模

既存の市街化区域(約609ha)の維持保全に努めるとともに、近年の開発動向や新しい市街地開発計画等を踏まえ、目標年次での市街地の規模を概ね630haと想定します。また、関西文化学術研究都市(大阪府域)の建設に関する計画等における市街地を約143haとし、準市街化想定区域とします。

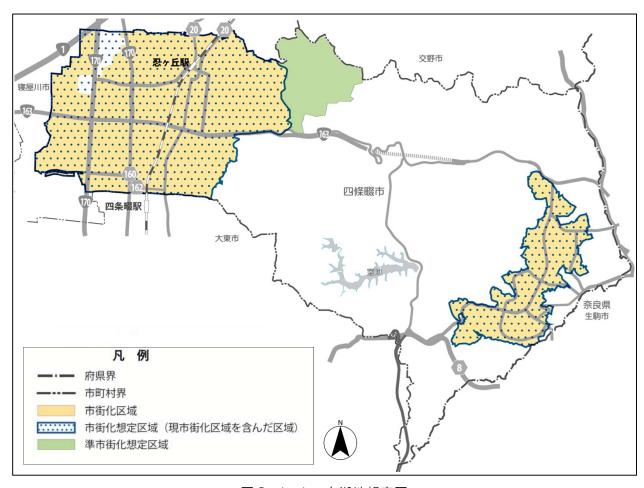


図2-1-1 市街地想定図

(3)将来の都市構造

1)ゾーン別構成

本市の自然的、歴史的、社会的な地域特性を踏まえながら、市域を次のように 3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの特色を活かしつつ、次のように全体 として調和のとれた地域整備を図っていきます。

■3つのゾーン設定

①西部ゾーン

西部ゾーンは、本市の主要な市街地として、都市基盤施設の整備や居住環境の改善を進めます。また、多くの公共施設も集積しています。これらの学校や市役所をはじめとする公共施設が一斉に老朽化が進み、これから大量に更新時期を迎えることから、長期的な視点で、高度化、多様化する市民ニーズへの対応、超少子高齢、人口減少に対応する施設の規模や配置について適正化を図ることが必要となってきます。施設の整備にあたり適切な土地利用の促進、魅力的な都市空間の形成など、計画的な都市機能の集積を図り、快適で利便性の高い市街地形成を進めていきます。

②中部ゾーン

中部ゾーンは、豊かな自然環境の保全と活用とともに、荒廃地のみどりの回復を基本とした保全整備や広域的な緑地空間の形成を図ります。

市民の活動の場となる四條畷市総合公園の整備や山間部の土砂採取跡地の 荒廃地整備として、レクリエーション機能や文化学術研究機能などの地域環 境と調和した市街地の形成を図ります。また、交野市域に新ごみ処理施設が 建設されることに伴い、跡地となる本市域内の旧ごみ処理施設についても周 辺の環境に配慮しつつ、検討を進めていく必要があります。

③東部ゾーン

東部ゾーンは、文化学術研究施設と良好な住宅地のある市街地のさらなる整備を促進するとともに、成熟した市街地の住宅・住環境の再整備を含めた魅力ある環境づくりを進めていきます。また、地域に即した交通ネットワークの見直しを進める一方、身近な交流空間の整備などによる集落地と市街地が調和・融合した魅力ある地域環境の形成を図ります。また、都市近郊農業地帯として、農業生産環境及び集落環境の保全・整備を図ります。

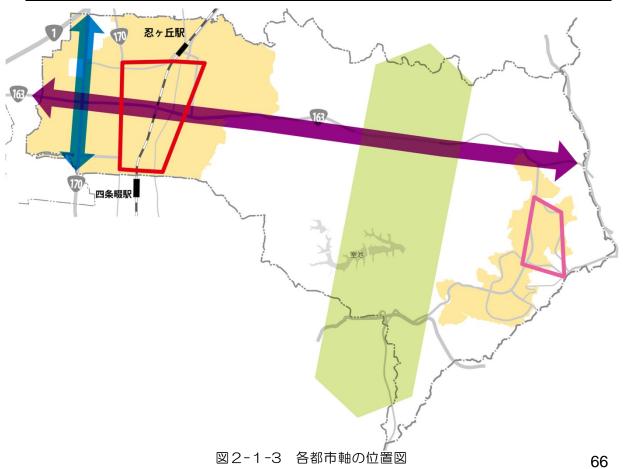


2)都市軸の形成

幹線道路等の交通・交流空間を中心として、都市の骨格となる都市軸の形成を 図ります。

■ 5本の都市軸設定

	都市軸の種類と内容		
	南北広域軸	西部の市街地を南北に縦貫し、第二京阪道路と連絡する大阪 外環状線を南北広域軸に設定し、沿道型の商業・サービス施設 等が立地した南北の骨格形成を図ります。	
広域軸	東西広域軸	大阪都心部と関西文化学術研究都市及び奈良方面と連絡する 国道163号を東西広域軸に設定し、行政サービス、文化スポー ツ施設の集積と関西文化学術研究都市の大阪側の玄関口にふさ わしい都市機能の誘導を図るなど東西の骨格形成を図ります。 また、西部と東部の生活圏を拡げる連携軸の役割を持ちます。	
生活	西部生活軸	JR四条畷駅周辺及び同忍ヶ丘駅周辺と国道163号沿道に形成する市民交流空間等を相互に結び、市民の身近な移動・交流・生活活動などの骨格となる西部生活軸を設定します。	
軸	東部生活軸	田原台の市街地の中心地区と田原既存集落の中心地区を相 互に結び、地域住民の身近な生活・交流活動などの骨格とな る東部生活軸を設定します。	
自然・緑地軸		市の東部に連なる生駒山系を自然・緑地軸に設定し、豊かな 自然環境のなかで潤いと安らぎを与え、自然とふれあえる空間 の整備を図るなど、都市近郊の身近なアメニティ軸の形成を図 ります。	



3)拠点地区の形成

市民の生活活動や経済活動、地域の歴史や特性を重視して、商業・業務、行政、文化・交流等の機能が集積した地区整備を図り、魅力ある拠点の形成を図ります。

■ 6つの拠点地区設定

	拠点地区の種類と内容		
	北部 生活拠点	JR忍ヶ丘駅周辺地区を北部生活拠点に設定し、商業・業務・サービス機能の集積・発展を促進し、都市アメニティ豊かな北部での生活拠点形成を図ります。	
	南部 生活拠点	JR四条畷駅周辺地区を南部生活拠点に設定し、道路等の都市基盤施設整備による都市環境の充実や商業、サービス機能等の充実・強化を促進し、南部での魅力ある生活拠点形成を図ります。	
0	大規模集客 施設拠点	砂・蔀屋地区を大規模集客施設拠点に設定し、市内外から人が 集まる魅力的な集客拠点の形成を図ります。	
	シビック エリア	国道163号沿道の市役所や市民総合センター、市民総合体育館などの公共施設が立地している地区を、シビックエリアと設定し、今後の公共施設等の集約化や適正な規模・配置の検討も行いながら、各種行政サービスが充実できるよう多様な文化・交流活動などが展開できる魅力あるエリアの形成を図ります。	
	東部 交流拠点	グリーンホール田原周辺を東部交流拠点に設定し、各種行政サービスの充実や地域住民の生活交流、多様な文化交流活動などが 展開できる東部の交流拠点形成を図ります。	
0	東部 商業拠点	田原台の地区センター周辺を東部商業拠点に設定し、商業施設 やサービス施設等の充実・強化を促進し、東部での魅力ある商業 拠点形成を図ります。	
0	自然文化 拠点	それぞれを自然文化拠点に設定し、四條畷市総合公園の整備を 促進して相互に連携し、都市住民が自然とふれあい、スポーツ・ レクリエーション活動や研修活動などが展開できる北生駒山地の 中核的エリアとしての拠点形成を図ります。	

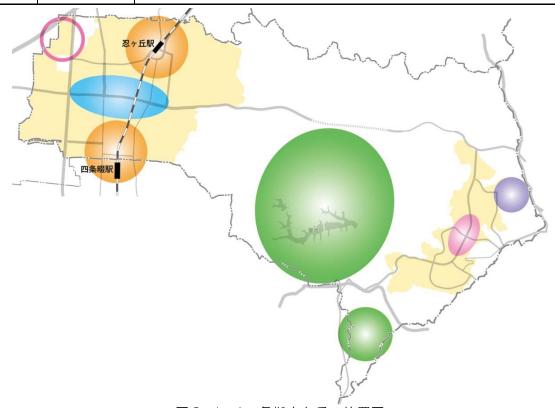
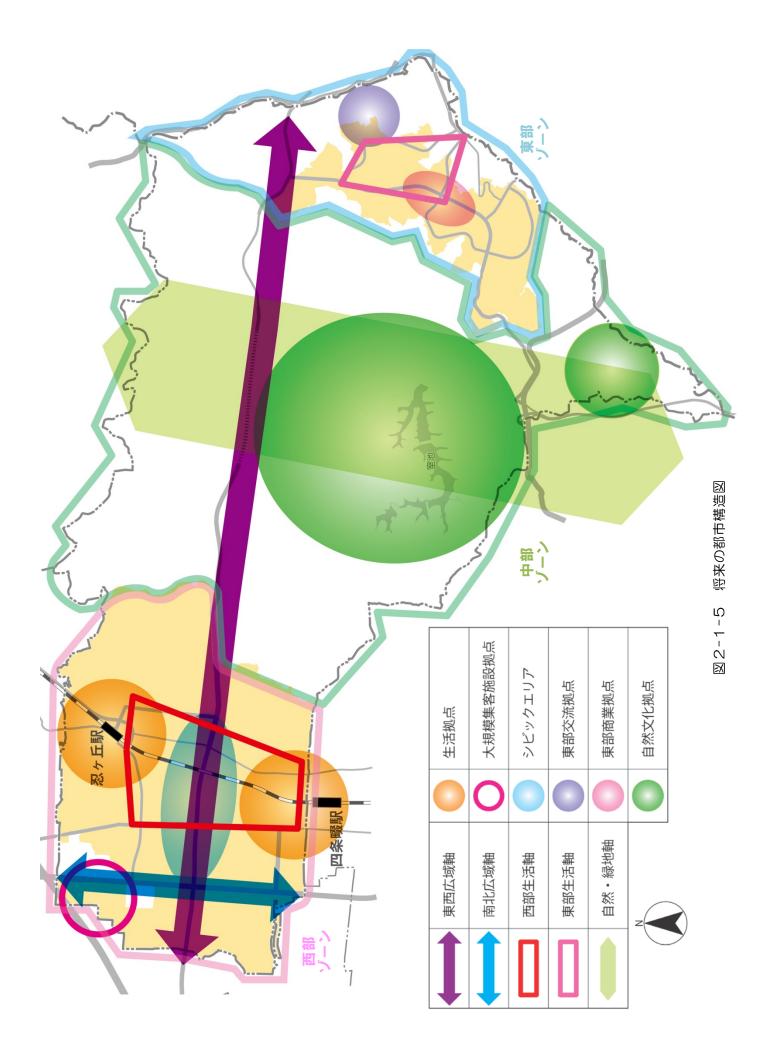


図2-1-4 各拠点とその位置図



2-1 土地利用ゾーニング

将来の都市構造を踏まえながら、均衡のとれた健全な都市の発展のための土地 利用を形成するため、本市を次のように区分し、バランスのとれた都市機能の配 置と計画的な土地利用の誘導を図っていきます。

西部ゾーン

区域	地域	内容
	北部既成市街地域	国道163号北側の住宅と工場が混在する地域、既存集落地を中心に市街化された地域及び宅地化農地等が介在した地域でJR忍ヶ丘駅周辺を中心に地域拠点が形成されている地域です。
	南部既成市街地域	JR四条畷駅前地域を中心に、早くから高密度に市街化が進んだ地域で、既存 集落地を中心に市街化された地域及び住宅が集まる地域です。
市街化 区域	シビックエリア	国道163号周辺の市街地の中心部で、市役所等の行政サービス施設、文化スポーツ施設が立地しているエリアで、今後施設更新に合わせ、市内の施設の集約や適正な規模・配置の検討が必要です。
	山麓住宅地域	戸建住宅開発地と既存集落の農地が広がる山麓斜面地で、良好な低層住宅 地や一団の宅地化農地等が存在する地域です。
	複合市街地域	第二京阪道路(国道1号)と大阪外環状線(国道170号)との結節点に位置し、 利便性の高い地域であり、平成27年には大規模集客施設が立地開設した地 域です。今後は土地の特性を活かした地域づくりが必要です。
市街化		平成22年に第二京阪道路が開通し、広域道路交通条件の向上に対応した土 地利用を検討すべき地域です。
調整区域	南部既成市街地域	権現川や山麓の斜面地に既存集落や社寺が存在する地域です。

中部ゾーン

T- Dh /		
区域	地域	内容
市街化 調整区域	中部活用地域	室池周辺地域の豊かな自然環境を活用した広域的な拠点形成が求められる地域で、緑の文化園が整備されている地域です。また、山間部の市道清滝下田原線沿いには、既存集落が存在するとともに、国道163号北側地区は、土砂採取跡地が広がる丘陵地で、土砂採取行為による荒廃地の環境改善を図るため、また関西文化学術研究都市の「清滝・室池地区」に定められていることから、隣接する住宅地や本地域内の大阪電気通信大学施設と調和した計画的な住宅地整備と文化学術研究施設の誘導が求められる地域です。 新たなごみ処理施設の整備により、跡地となる本市域内の旧ごみ処理施設についても検討していく必要があります。
	緑地保全整備地域	都市近郊のなかで豊かな自然が残されている地域であり、貴重な自然環境の保全と活用が求められる地域です。
	沿道整備地域	府道大阪生駒線沿道及びその周辺地域で、東部市街地域や自然環境と調和 した環境整備に配慮する地域です。 四條畷市総合公園の整備も進められています。

東部ゾーン

区域	地域	内容	
市街化東部市街地域		文化学術研究地区「田原地区」及びその周辺地区で、良好な住宅地整備と文化学術研究施設の導入による関西文化学術研究都市にふさわしい市街地の 形成と維持が求められる地域です。	
市街化 調整区域	田園居住地域	田原存在集落及びその周辺地区で、集落内生活環境の整備と農業生産基盤 の保全・整備が求められる地域です。	

2-2 土地利用の方針

西部ゾーン

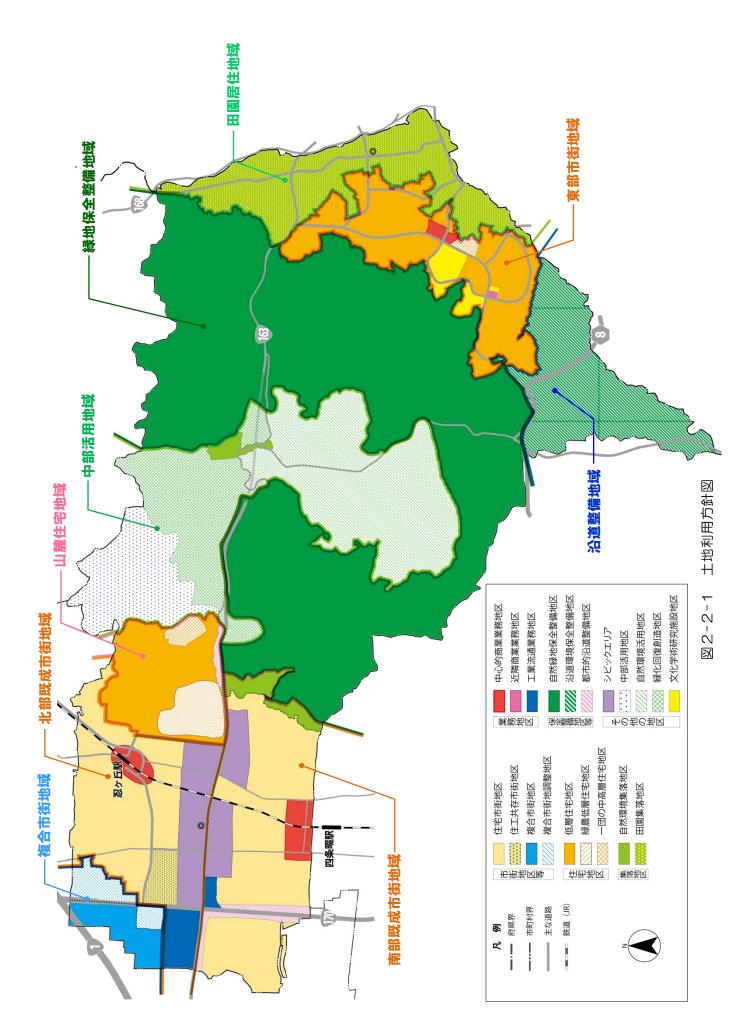
土地利用ゾーニング		土地利用の方針	
北部既成	中心的商業業務地区	● JR忍ヶ丘駅周辺を地域の中心となる商業・業務地に位置づけ、その環境整備と機能育成を図ります。	
	住宅市街地区	● 住宅地としての環境の保全・育成と再生を基本としながら、戸建て住宅と集合住宅、生活関連店舗等の調和した良好な住環境の形成を図ります。	
市街地域	住工共存市街地区	● 居住と生産活動が協調的に共存する市街地環境の維持・整備を図ります。	
-74	工業流通業務地区	● 周辺の住環境に配慮した、工業、流通業務地環境の維持を図ります。	
	中心的商業業務地区	● JR四条畷駅周辺を地域の中心となる商業・業務地に位置づけ、その環境整備と機能育成を図ります。	
南部既	住宅市街地区	● 住宅地としての環境の保全・育成と再生を基本としながら、戸建て住宅と集 合住宅、生活関連店舗等の調和した良好な住環境の形成を図ります。	
成市街地域	自然環境集落地区	● 周辺の自然環境と調和した既存集落地環境の維持・整備を図ります。	
地域	都市的沿道整備地区	● 幹線道路沿道での商業、業務、サービス施設などが立地した、沿道型の業務地として、周辺の住環境と調和した沿道空間の形成を図ります。	
	工業流通業務地区	● 周辺の住環境に配慮した、工業、流通業務地環境の維持を図ります。	
タ シビックエリア おを、シビックエリアとして、今後の施設 な規模・配置について検討を行い、市民		● 市役所等の行政サービス施設や、社会教育施設が立地する市街地の中心部を、シビックエリアとして、今後の施設更新に合わせ施設の集約化や適正な規模・配置について検討を行い、市民の利便性の確保と魅力ある都市環境、都市景観を持った交流空間の形成を図ります。	
	低層住宅地区	● 良好な低層住宅地としての整備された既存の住環境の維持・整備を図ります。	
山麓	緑農低層住宅地区	● 生産緑地等の緑農空間の保全・活用及び一体となった低層住宅地環境の 維持・整備を図ります。	
山麓住宅地域	一団の中高層住宅地区	● 一団の良好な中高層の共同住宅地としての環境の維持・整備を図ります。	
叫 	都市的沿道整備地区	● 幹線道路沿道での商業、業務、サービス施設などが立地した、沿道型の業務地として、周辺の住環境と調和した沿道空間の形成を図ります。	
複合市街地域	複合市街地区	● 大規模集客施設が立地し、第二京阪道路と国道170号との結節点という交通の利便性を活かし、広域的な商業・流通業務地等の都市機能整備をめざした計画的な市街地の形成を図ります。	
	複合市街地調整地区	 第二京阪道路と国道170号との結節点という交通の利便性と近接する大規模集客施設の立地を活かした計画的な市街地の形成を図ります。 土地の地権者の意向等、土地利用が定まったところから順次、市街化区域への編入を検討していきます。 	

中部ゾーン

1-14	土地利用ゾーニング	土地利用の方針	
	自然環境活用地区	土砂採取跡地の環境改善を図りながら、豊かな自然環境を活用して、市民・府民が自然とふれあえる拠点地域の形成を図ります。	
中部活用	中部活用地区	● 隣接する住宅地や大学施設などとの調和を図りながら、関西文化学術研究 都市の計画にふさわしいまちづくりの整備を図ります。	
用地域	緑化回復創造地区	◆ 土砂採取跡地の緑化回復を基本とした環境の保全・整備を図り、関西文化 学術研究都市の公園・緑地ゾーンの位置づけを重視した環境創造を図ります。	
	自然環境集落地区 ● 周辺の自然環境と調和した既存集落地環境の維持・整備を図ります。		
全整 簡		● 都市近郊の豊かな自然環境の保全・整備と活用をめざし、人々が自然に親 しみ、憩える空間の形成を図ります。また、土砂採取跡地等の荒廃地の緑 化や環境回復を図ります。	
		● 周辺の住宅市街地や自然環境などとの調和を図りながら、緑化と防災に配慮した地域環境の保全・整備を図ります。四條畷市総合公園の整備を促進します。	

東部ゾーン

	土地利用ゾーニング	土地利用の方針	
東部	中心的商業業務地区	● 田原台地区センターを地域の中心となる商業・業務地に位置づけ、その環境整備と機能育成を図ります。	
	 近隣商業業務地区 	● 田原台近隣センターでの商業、業務、サービス施設などが立地した、近隣の 商業地として機能誘導を図ります。	
部市街	低層住宅地区	● 良好な低層住宅地としての住環境の保全と育成を図ります。	
地域	一団の中高層住宅地区	● 一団の良好な中高層の共同住宅地としての環境の維持・整備を図ります。	
	文化学術研究施設地区	● 周辺の住宅地環境と調和した文化学術研究施設の立地・誘導を図ります。	
田園居住地域	田園集落地区	● 良好な農村集落環境の保全を基本として、既存集落地の生活環境の整備 や農業生産環境の保全・整備を図ります。	



第3章 まちづくりの方針

以下、まちづくりの基本的な方向性について示す。

3-1 快適で便利な住みよい都市の創造

■基本的な方向

快適で便利なまちづくり

- ①市民生活や産業を支える道路、公共交通などの交通基盤の充実
- ②長期的かつ安定的な水道水の供給、災害に強い下水道整備など生活に直結する 公共インフラの構築
- ③社会情勢の変化や住民ニーズに対応した公共施設の集約、複合化を含む再編、 再配置の推進
- ④高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が安心安全・快適に生活ができる 人にやさしいまちづくりの推進

(1)交通体系の整備方針

1) 道路の構成と配置

○交通需要への対応とともに、生活環境や自然環境とも調和した、広域幹線道路 から地域生活道路までの計画的、体系的な道路網整備に努めます。

	道路区分	位置づけ	
幹	広域幹線道路	広域圏域との円滑な連絡を確保するための道路	
線道路	幹線道路	広域幹線道路と連携して都市の骨格を形成し、近隣市とを連絡 する道路	
珀	補助幹線道路	広域幹線道路や幹線道路を補完する道路	
T		幹線道路を補い、地区内外の交通を受け持つ重要性の高い道路	
活道路	生活道路	居住環境の改善を図るための地区内の主要な道路	
路		上記の生活道路以外の道路	

2)道路の整備

- ○「道路施設総合維持管理計画」をもとに、快適で安心、安全な道路維持保全を 進めます。
- ○幹線道路の整備や幅員の狭い道路の改良など、快適で安全な道路整備を推進します。

	道路区分	整備方針の内容	備考(箇所・道路名等)
	広域幹線道路	〇国道163号の早期4車線化の整備 を促進	・第二京阪道路(国道1号) ・国道163号 ・国道170号(外環状線)
幹線道路	幹線道路	○都市計画道路南野寝屋川線の整備 の促進 ○主要な道路における歩道の確保を 含めた整備を促進	・都市計画道路 南野寝屋川線・忍ヶ丘砂線・府道枚方富田林泉佐野線など
	補助幹線道路	〇都市計画道路雁屋畑線の見直しを 含めた整備の推進	・都市計画道路 雁屋畑線など
	主要生活道路	〇主要な道路の維持管理や施設更新 の促進	
生活道路	生活道路	〇居住環境の改善を図るため、建物の建替え規模などに合わせ、消防活動が円滑に行える幅員6m以上の道路への拡幅整備に努める	・歩行者の安全の確保 ・防災性の向上 ・道路管理を強化し、道路交通 機能の向上
		より、幅員4m以上の道路の確保 に努めるとともに、局部的に問題 のある場所は、隅切りなどの整備 に取り組む	⇒生活道路上の不法駐車の防止 や不法占拠物の撤去など

3)歩行者・自転車空間の確保

- ○河川敷を活用した緑道や歩行者専用道路の整備を進めるとともに、幹線道路や 主要生活道路の整備により確保される歩行者・自転車空間や既存の歩道により、 公共施設や生活拠点、公園などを結ぶ歩行者・自転車交通のネットワークの形 成に努めます。
- ○歩行者・自転車の安全で快適な通行の確保を図るため、交通規制や交通安全施設の整備とともに、歩道の段差の解消などのバリアフリー化に努めます。
- ○関係機関による通学路安全推進体制により策定された「四條畷市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路に重点をおいた交通安全対策の推進を図り、 児童が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に努めます。

4)鉄道交通の充実

- ○交通バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者等、誰もが利用しやすい駅施設や車両について、事業者と協議を行い、一定の導入を終え、通勤や通学による朝夕の交通混雑を緩和するため、鉄道の列車ダイヤの改善等の促進を行います。
- ○誰もが利用しやすい駅施設や車両となるよう、民営バスやコミュニティバス等、 周辺交通との連携を図ります。
- ○鉄道により分断されている市街地の問題を解消するため、補助幹線道路と鉄道 との交差方法等について、鉄道事業者や近隣市、関係機関とも連携しながら、 そのあり方を検討します。

5)バス交通の充実

- ○誰もが安全、快適に鉄道駅や生活拠点、公共公益施設などに行けるように、バス路線網や運行本数の充実、交通環境の改善などに努めます。
- ○高齢者や障がい者などに配慮した車両等の構造及び設備の改善など、バス利用 の利便性、快適性の向上に努めます。
- ○市民交流の促進や公共施設利用者の利便性を高めるため、コミュニティバスの 運行の充実に努めます。

6)その他の交通施設の整備

- ○忍ヶ丘駅前広場の機能や環境の維持に努めるとともに、高齢者や障がい者など に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ○JR忍ヶ丘駅及び四条畷駅周辺において駐車場の維持保全に努めます。
- ○駅周辺への自転車需要に配慮して、両駅周辺での自転車駐輪場を確保するとと もに、「四條畷市自転車等の放置防止に関する条例」の運用により、放置自転 車・バイクの追放に努めます。

(2)供給処理施設の整備方針

1)上水道の安定供給

- ○本市の水道事業は、平成29年4月に大阪広域水道企業団との統合を予定しています。
- ○将来の水需要への対応や、より安全で良質な上水を安定して供給するため、大阪広域水道企業団の受水系統の複数化や施設の適正配置を図ります。
- ○より信頼されるライフラインの確保のため、導・送・配水管の耐震化を図ると ともに、災害対策給水栓の設置を進め、緊急用耐震性貯水槽等も用いて、災害 時の応急用飲料水の確保に努めます。

2)下水道の整備

- ○現在までに下水道整備は概ね完了しており、長期的に持続可能な下水道事業の 運営に向けて、施設の適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化や耐震化を 趣旨とした整備を図ります。
- ○国道163号清滝第二トンネルの開通に伴い、東部地域内における下水を西部地域へ圧送する施設を整備します。
- ○21世紀に向けた新たな下水道整備計画である大阪府の「21コスモス計画」に基づく、なわて水みらいセンターの1期工事完了に引き続き、2期工事を促進します。

3)廃棄物処理の充実

- ○市民・事業者の協力を得て、分別収集や拠点回収の推進を図り、ごみの減量化 ・再資源化とともに、資源ごみのリサイクル化に努めます。
- ○将来のごみ排出量やごみ質の多様化への対処、北河内4市リサイクルプラザの 適正運用、さらにはごみの適正処理の観点から、平成30年から本市及び交野市 が共同で運用する新ごみ処理施設の本格稼働をめざします。

(3)公共公益施設の整備方針

今後、老朽化が進んでいる多くの公共施設について、施設数や規模などの集約を含め、長期的な視点で住民や関係機関等との協議を重ねながら個別の施設計画について検討を行い、社会情勢の変化や市民のニーズに対応した公共施設の集約、複合化を含む再編、再配置を推進します。

1) 学校教育施設の整備

- ○「四條畷市教育環境整備計画」に基づき、学校教育施設の統廃合等の整備を進め、安全な学校環境を確保していきます。
- ○安全な通学空間の確保として、歩道の設置を含めた道路環境の安全性の向上に 努めます。
- ○田原地区は、児童・生徒数の状況を見ながら、学校施設の整備のあり方を検討 します。
- ○学校給食センターの設備更新を進めるとともに、給食内容の充実に努めます。

2)社会教育施設の整備

- ①文化施設の整備
 - ○多様化、高度化する学習ニーズや文化芸術ニーズに対応するため、既存施設 の集約も含めたリニューアル化に取り組んでいきます。
 - ○施設間のネットワークを構築するなど生涯学習推進体制の充実を図ります。

②スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ○子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた、多様なスポーツ ・レクリエーション活動に対応するため、既存施設の機能の活用や充実に努 めます。
- ○府道大阪生駒線の南側に位置する四條畷市総合公園について、順次整備を図ります。

3)福祉施設の整備

- ○少子高齢社会のなかにあって、高齢者をはじめとした市民が安心して生きがい のある生活が営めるよう、保健・福祉ニーズの多様化に対応した既存施設のリ ニューアル化などを検討します。
- ○地域福祉活動等を総合的に推進するための中核施設となる福祉施設の整備を検 討します。

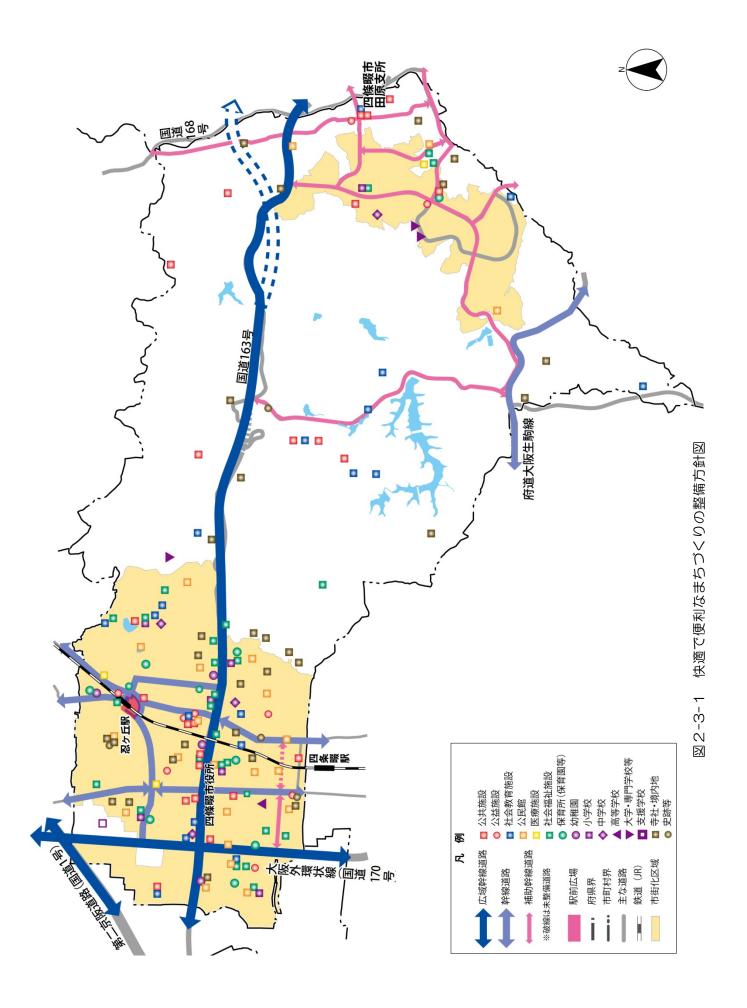
(4)福祉のまちづくり方針

1)都市のバリアフリー化の推進

- ○高齢者や障がい者等が、自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域 社会を実現するため、道路、公園などの都市施設においては、歩道、スロープ の設置や段差の解消、点字ブロックの敷設など、屋外空間のバリアフリー化に 努めます。
- ○本市では、平成15年度末より交通バリアフリー基本構想を定めており、拠点地区をはじめ、人々が集まる商業地や公共施設周辺では、面的拡がりを持ったバリアフリー化や、駅から各拠点や各拠点同士のアクセスの向上に努めます。
- ○生活圏が拡大しており、高齢者や障がい者等が公共交通機関を利用して安心して移動ができるよう、交通事業者と連携しながら施設及び設備の改善・整備を進めます。また、コミュニティバスの充実に努めます。
- ○公共建築物や民間の大規模商業施設、マンションなどにおいて、高齢者や障が い者等に配慮した建築物となるよう、大阪府福祉のまちづくり条例などに基づ く建築指導に努めるとともに、既存の建築物にあたっては、施設の改善指導に 努めます。

2)住まいのバリアフリー化の推進

- ○府営住宅への手すりの設置や段差の解消など、高齢者や障がい者にとって住み やすい住宅への改造を促進します。
- ○住宅改造助成制度などにより既存の民間住宅のバリアフリー化を促進するとと もに、改造のための技術的助言など相談事業の充実に努めます。
- ○国からの補助等を活用して民間事業主の協力による、福祉型住宅の整備・供給 を促進します。



3-2 安らぎと潤いのある市街地の形成

■基本的な方向

安らぎと潤いのあるまちづくり

- ①北生駒山地の豊かな自然環境の保全・活用や都市内の公園・緑地の整備の促進
- ②みどりと水と歴史を活かした潤いのある街並みの形成
- ③地球環境問題にも対応した環境共生のまちづくりの推進

(1)公園・緑地の整備方針

1)公園・緑地の整備

- ○既存の市街地は、市民の憩いと安らぎの場として、利用のしやすさや誘致距離 に配慮しながら計画的な街区公園の整備に努め、市街地の開発事業の施行にあ たっては、公園・緑地等の整備を促進します。
- ○大規模な公園用地の確保が困難な地区は、既設公園の再整備や児童遊園等の小 公園の確保に努めます。
- ○河川、ため池等の水辺空間の自然環境や史跡等の歴史環境を活かした公園・緑地の整備に努めます。
- ○既設公園が地域の身近な公園となるよう、市民や団体等の参加・協力を得なが ら適正な維持管理に努めます。
- ○下水道施設であるなわて水みらいセンターの工事の進捗に合わせ、上部空間の 有効利用とともに緑地の確保を促進します。
- ○緑の基本計画に基づき、市域全体にわたる緑地の保全と緑化を促進します。
- ○現在進めている四條畷市総合公園の整備について計画的に取り組みます。

2) 自然緑地の保全・整備

- ○良好な自然環境が保たれている北生駒山地については、関係法令の厳正な運用 などにより、金剛生駒紀泉国定公園及び近郊緑地保全区域を中心に保全・整備 を図ります。
- ○都市近郊のなかでの豊かな自然緑地空間を有している府民の森緑の文化園むろいけ園地一帯をみどりのシンボルゾーンと位置づけ、生き物の生息環境の保全と回復を図るとともに、ハイキング道整備等により身近な自然とふれあい憩える空間の創出を推進します。
- ○緑の文化園における自然レクリエーション施設等の維持・保全と利活用を促進 します。
- ○市民と協働して山地を保全していくため、山守り隊の活動を推進します。

3)生産緑地の保全・活用

- ○市街地において保全していく農地として、農業振興施策と連携しながら営農を 促進し、その保全に努めます。
- ○市街地に残された貴重な緑空間として、公園等の公共施設の保留用地としての 活用や市民農園などによる都市住民の交流の場として保全に努めます。
- ○市街地にある緑地は、災害時の一時的な避難地や、被害発生を局所的に食い止める空間といった、建築物が建ち並ぶ都市における貴重なオープンスペースとしての役割を持つため、その保全と確保に努めます。

4)市街地緑化の推進

- ○道路や公園、学校などの公共施設の緑化においては、施設整備に合わせ十分な 緑被を確保するとともに、既存公共施設においても、樹木の保護・育成に努め るなど、公共緑化を推進します。
- ○民有地の緑化については、園芸相談などの各種啓発事業等を通じ緑化意識の高 揚を図るとともに、生け垣設置助成や緑化樹の配布、民有地の樹林・樹木を保 護・育成するなど、市民の参加と協力によるみどりの保全と緑化に努めます。
- ○公共施設及び民有地の緑化にあたっては、市民と行政が協調しながら一体となって進めるとともに、地域特性やみどりの連続性等に配慮しながら、敷地内の樹木等が外からもみえやすくするなど、工夫を図りながら、みどりを少しでも多く共有できるように努めます。

5)市街地緑地の保全・整備

- ○地域の身近なみどりとして親しまれ、街並みのアクセントを形成している社寺 境内等の森の適正な保全・整備に努めます。
- ○社寺等の歴史的建造物や公園等の緑地空間、河川等の水辺空間を結ぶ緑道や歩行者専用道路等の整備を進め、都市部のなかにあって身近に自然に親しめるみどりと水のネットワーク化に努めます。
- ○大阪府の「みどりの大阪推進計画」と整合性を図りつつ、緑地の保全・整備を 図ります。

(2)都市景観の形成方針

1)拠点の景観形成

○近隣公園の北谷公園、戎公園や緑の文化園周辺においては、安らぎと潤いが感じられるレクリエーション拠点として、みどりの保全や緑化による景観形成を図ります。

2)都市軸の景観形成

- ○幹線道路において、歩道の舗装材の更新に努めるとともに、道路整備にあたっては電柱の地中化などを検討するなど、特色ある沿道景観形成を図ります。
- ○市民の身近な生活・交流活動の骨格となる生活軸において、緑化などによるゆ とりと潤いの感じられる景観形成に努めます。
- ○社寺等の歴史的建造物や緑地空間、水辺空間を結ぶ歩道や歩行者専用道路等に よるみどりと水にふれあう景観形成を図ります。

3)地区の景観形成

- ○良好な街並みが形成されている住宅地においては、地区計画制度の活用などに より、良好な地区景観の保全に努めます。
- ○社寺等の歴史的建造物とその周辺のみどりは、親しみのある良好な景観を提供 していることから、その保全に努めます。
- ○生駒山地のみどりは、市街地の背景となる魅力ある景観を形成するものであり、 市街地からの眺望を考慮しながら、山麓、山腹部の緑化回復を図り、景観的に 優れた緑地地帯として保全・整備に努めます。
- ○平成20年10月に策定された「大阪府景観計画(平成24年4月変更)」の整合性 を図り、自然・歴史及び幹線道路沿道の区域を促進します。

(3)都市環境の整備方針

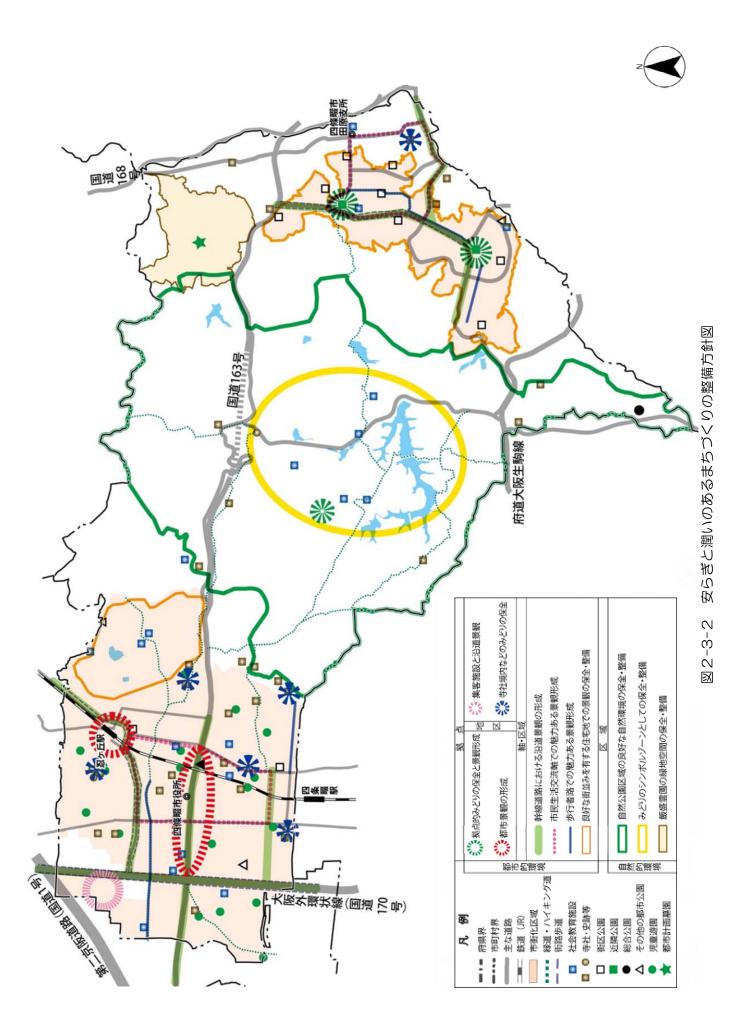
1)良好な都市環境の形成

- ○公害発生源に対する監視・規制・指導を徹底するとともに、市民や事業者に対して快適な環境づくりについての情報の提供と知識の普及など、様々な機会を通じて公害防止意識の高揚に努めます。
- ○河川・水路の水質汚濁の防止などを図るため、公共下水道による水洗化の普及 に努めるとともに、公共下水道計画の区域外となる地域においては、合併浄化 槽の普及に努めます。
- ○生活環境の保全・省資源・省エネルギー、地球環境の保全の観点から、環境負荷の小さなまちづくりに向けて、分別システムの徹底によるごみの減量化・再資源化や市民間におけるリサイクル利用を促進します。
- ○平成30年度より、本市及び交野市が共同で運用する新ごみ処理施設が交野市域 で本格稼働する予定であることを踏まえ、跡地となる本市域内の旧ごみ処理施 設についても検討します。
- ○良好な住環境が形成されている地区については、地区計画制度などを活用した 住環境の保全を促進します。
- ○住宅地にあって小規模な工場が混在している地域については、地域特性を考慮 しつつ住環境を悪化させることのないよう、適正な土地利用の誘導などを図り ます。

- ○道路や公園等の都市基盤施設の計画的な整備・改善に努めるとともに、老朽住宅の建替えを促進するなど、防災性の向上を考慮した良好な住環境の創出に努めます。
- ○関西文化学術研究都市(大阪府域)の建設に関する計画によって定められている地区において、計画的な都市基盤整備と一体となった良好な環境の市街地形成を図ります。

2)自然的環境の保全

- ○都市内の緑地空間や水辺空間は、都市住民に潤いと安らぎを与える貴重な自然 環境であることから、市街地の緑化や公園・緑地の計画的な整備、河川・ため 池などでの親水空間の確保とともに、みどりと水のネットワークの形成に努め、 都市環境の向上を図ります。
- ○社寺境内等の森や民有地の樹林・樹木、生産緑地などの、市街地に残る貴重な 緑地空間の保全に努めます。
- ○北生駒山地の良好な自然環境を保全するため、金剛生駒紀泉国定公園及び近郊 緑地保全区域における法規制の厳正な運用などにより、自然環境の保全を図り ます。
- ○府民の森緑の文化園むろいけ園地一帯を、みどりのシンボルゾーンとして位置 づけ、土砂採取跡地等の荒廃地の緑化回復を基本とした保全・整備を促進しま す。
- ○公園・緑地機能を持つ飯盛霊園においては、桜並木をはじめとした樹林、樹木の保護・育成や公園機能の維持・保全などにより、優れた緑地空間としての保全・整備を促進します。



3-3 災害に強い安全な地域の実現

■基本的な方向

災害に強い安全なまちづくり

- ①市民の生命、財産を守るという考え方を基本に、市街地における建築物の不燃 化・耐震化を推進します。
- ②市街地の防災性向上や、狭あい道路の拡幅整備など、安全な市街地環境の整備 を推進します。
- ③水害や山間部における土石流と山地崩壊に対応した、治山・治水対策を促進します。

(1)建物の不燃化・耐震化の方針

1)市街地の防災性向上

○西部既成市街地の「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」においては、建築物の不燃化・耐震化や消防活動困難区域の解消、避難地及び避難路の整備など、地域の防災性の向上に努めます。

2) 建築物の不燃化・耐震化の促進

- ○公共建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、民間建築物についても不燃化 ・耐震化の促進を図ります。
- ○劇場、病院、共同住宅、遊技場等の不特定多数の人々が出入りする建築物(特定建築物)や、昭和56年の新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。
- ○平成23年7月に市域全域の建ペい率60%以上(一部の区域除く)の区域を準防 火地域に指定したことに伴い、隣り合う住宅同士の間隔が狭いなど延焼の危険 性が高い地域や、延焼遮断帯として機能する道路沿道地域の建築物の不燃化を 促進するため、適切に指導を行います。

(2)安全空間の確保方針

1)避難地、避難路の確保

- ○災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動を円滑に行 うため、都市公園、緑地・広場等の体系的な整備に努めます。
- ○一次避難地、広域避難地及びそこに至る避難路のネットワーク化を図るため、 都市計画道路整備や既存道路の拡幅整備などによって防災道路としての配置を 検討します。
- ○防災道路沿道については、避難路、延焼遮断帯としての機能を高めるため、沿 道建築物の不燃化・耐震化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進します。

2)公共施設等の安全性の確保

- ○学校や市役所庁舎等は、一次避難地や災害時の防災拠点、応急対策活動拠点と しての役割を果たすことから、耐火・耐震性の向上やオープンスペースの確保 を図ります。
- ○道路・橋梁、鉄道施設、河川・水路等の土木構造物の耐震性の向上や上・下水 道の敷設管の耐震化を図るとともに、電気、ガスなどのライフラインについて も、災害への対応の強化を促進します。

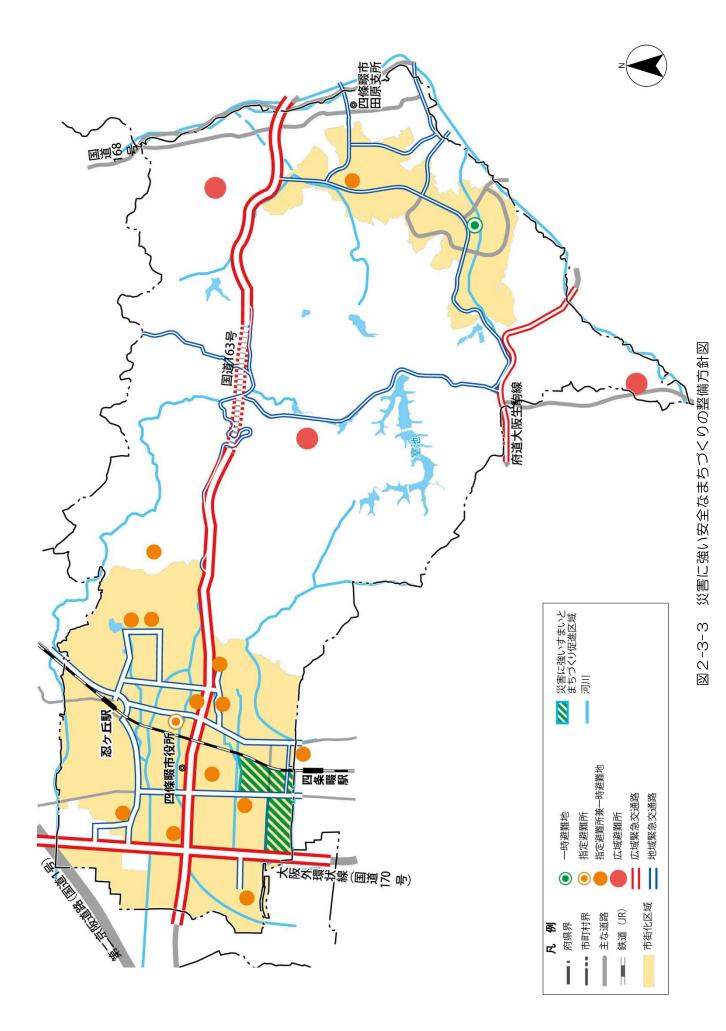
(3)治山・治水の方針

1)河川の整備

- ○水害に対する市街地の安全性を高めるため、讃良川、岡部川、天野川等の一級 河川や山間部の砂防河川を中心に河川改修や砂防施設の整備を促進します。
- ○宅地開発等にあたっては適切な防災調整池等の設置を徹底するとともに、宅地 開発により低下傾向にある保水遊水機能を確保し、雨水の流出抑制を図るため、 特定都市河川流域の総合治水対策の一環として、小中学校の校庭改良を兼ねた 貯留浸透施設の計画的な整備を進めます。

2)山地対策の推進

- ○北生駒山地は、急峻な地形や土砂採取による荒廃地が存在することから、土砂 災害などの危険性が潜在しており、開発などに伴う災害を防止するため、砂防 法、宅地造成等規制法などの防災関係法に基づく厳正な運用による規制を図る とともに、雨量観測局などの防災通信施設の整備・拡充や定期的なパトロール、 住民への周知方策の充実などによる土砂災害の未然防止に努めます。
- ○砂防堰堤、流路工等の砂防施設の整備を促進するとともに、土砂採取跡地など の荒廃地の不安定土壌の緑化回復に努めます。



3-4 魅力と活力のあるまちの創造

■基本的な方向

魅力と活力のあるまちづくり

- ①計画的な都市基盤施設整備と土地利用の誘導及び、魅力ある新しい市街地の 形成
- ②既成市街地の再整備の推進
- ③良好な住宅・住環境の保全・整備の推進

(1)市街地の整備方針

1)良好な市街地の形成

○土地区画整理事業などの面的な市街地開発事業により、計画的な都市基盤整備が完了した地区について、更なる土地利用と住宅建設等を促進するとともに、 現在形成されている成熟した市街地での持続可能な住環境の形成を図ります。

①田原地区

○田原特定土地区画整理事業により整備された田原地区については、関西文化 学術研究都市の一翼を担う地区として、良好な住環境の維持・保全や民間住 宅と文化学術研究施設の立地を促進し、複合的な都市機能をもった魅力ある 市街地形成を図ります。

②さつきヶ丘地区

○民間大規模開発事業により整備されたさつきヶ丘地区については、隣接する 田原地区との調和を基本とした戸建低層住宅地としての良好な市街地形成に 努めます。

2)計画的新市街地の誘導

○土地利用方針等で位置づけられた新たに市街化を図るべき地区については、地域特性や周辺環境と整合のとれた良好な市街地整備を誘導し、計画的な都市基盤整備と土地利用を促進します。

■砂・蔀屋地区

○広域交通軸が結節する砂・蔀屋地区については、現在立地している大規模集 客施設を起点とした、計画的な周辺整備をもって、広域的な商業・流通業務 地等の多様な都市機能が計画的に集積された市街地の形成を図ります。

(2) 既成市街地の再整備方針

1)鉄道駅周辺の整備

①忍ヶ丘駅周辺

○JR忍ヶ丘駅周辺については、駅前土地区画整理事業の整備効果を活かしなが ら、商業・業務等の機能集積を図るとともに、既存商業施設と一体となった 商業地区の形成と更なる発展を促進するなど、本市の玄関口にふさわしい拠 点地区の形成を図ります。

②四条畷駅周辺

○JR四条畷駅周辺の商業地域については、都市計画道路雁屋畑線の整備など、 道路交通施設の整備と合わせ、土地の合理的な活用を図りながら、商店街の 近代化、活性化により魅力ある商業拠点の形成を図ります。

2)市街地における防災機能の整備

○「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」をはじめとした市街地においては、 災害時における市街地の延焼拡大の防止を図るため、個別建替や共同建替によ る建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、特に、住環境整備が必要な地 区等においては、道路・公園などの都市基盤施設の整備と一体となった住環境 の改善整備に努めます。

3) 既存集落市街地の整備

○狭あいな道路が多い既存集落市街地においては、道路の拡幅や公園等のオープ ンスペースの確保など、住環境の改善整備に努めます。

4)住工の共存と協調

- ○住宅地における住宅と工場が混在している地区については、地域特性を考慮しつつ、用途地域や地区計画制度等の活用による適正な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成を図ります。
- ○工業系用途地域内の住宅と工場が混在している地区については、工場の業種や 業務形態、地域社会とのつながり等の地区の特性を考慮しつつ、地区計画制度 等の活用や工場緑化などにより住宅と工場が協調的に共存できる環境の形成を 図ります。

(3)住宅・住環境の整備方針

1)住宅・宅地の整備

- ○住宅・宅地の重点供給地域として指定している田原地区及び清滝地区は、田原 特定土地区画整理事業及び清滝栗尾地区緑住土地区画整理事業により、都市基 盤が整備された地区であり、良好な住宅市街地が形成されるよう住宅建設を促 進します。
- ○関西文化学術研究都市(大阪府域)の建設に関する計画に基づく事業によって 定められている地区において、計画的な都市基盤整備と一体となった良好な環 境の市街地形成を図ります。

2) 良好な住宅・住環境の改善整備

- ○既成市街地及びその周辺部における都市的未利用地や市街化区域内の宅地化する農地においては、適切な都市基盤整備と合わせた良好な住宅地の供給を促進します。
- ○住工混在や住商併存地区においては、協調的に共存できる環境整備に努め、土 地の高度利用等による都市型住宅の供給を促進します。
- ○市街地において、建物の不燃化、耐震化の促進や道路等の都市基盤整備と一体 となった住宅・住環境の整備を促進します。
- ○現行法令や開発指導要綱などによって規制・誘導を行うとともに、各種制度を 活用した誘導を総合的に運用し、良好な住宅・住環境の整備に努めます。

3)良好な住宅地の保全

○比較的良好な環境が確保されている地区については、地区計画制度、建築協定、 緑化協定などを活用し、住環境の保全を図ります。

4)公的住宅の整備

○府営住宅については、高齢者や障がい者等にとって快適で住みやすい住宅となるよう、居住環境の改善整備を促進します。

